

別表 1 2

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨床 床 研 修 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 経 費 ）	<p>I 医 師</p> <p>◎ 単独型又は管理型臨床研修病院（大学病院を含む。）が申請する場合 次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修医延人数、事業延日数には、国が開設する病院等補助対象外の病院における研修医の人数、事業日数は含めないこと。</p> <p>また、基準額が年額の場合（3及び4は除く。）は、「補助対象となる病院等における研修医延人数／病院群全体の研修医延人数」を乗じて得た額とする。</p> <p>1 指導医経費 (58,000円／月額)×研修医延人数</p> <p>2 剖検経費（1学年平均研修医数） 大学病院にあつては、 (40,000円／年額)×研修医数 臨床研修病院にあつては、 (95,000円／年額)×研修医数</p> <p>3 プログラム責任者等経費 次に掲げる（1）及び（2）の合計額 （1）基本業務（1学年平均研修医数） ア 研修医1人 653,000円／年額 イ 研修医2～19人 979,000円／年額 ウ 研修医20人～ 1,958,000円／年額 （2）目標達成管理等 厚生労働大臣が必要と認めた額</p> <p>4 研修管理委員会経費 514,000円／年額</p> <p>5 へき地診療所研修支援経費 (10,000円／日額)×事業延日数</p>	<p>臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費</p> <p>1 研修管理委員会経費 報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）</p> <p>2 プログラム責任者人件費（プログラム管理に係るもの）</p> <p>3 賃金（プログラム責任者の補助者雇上経費）</p> <p>4 役務費（通信運搬費）</p> <p>5 指導医、プログラム責任者（研修医指導分）にかかる謝金、人件費、手当</p> <p>6 研修に必要な備品、医療機器（患者に使用するものを除く）、庁用器具（視聴覚教育機器）、図書（医学用図書雑誌）等購入費</p> <p>7 需用費 医薬材料費（医学研究材料費）、印刷製本費、消耗品費</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 (教 育 指 導 経 費)	<p>6 医師不足地域宿日直研修事業経費 医師不足地域に所在する病院又は診療所 (1) 1年次生 (100,000円/月額) × 宿日直研修事業延月数 ただし、100,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「25,000円 × 1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>(2) 2年次生 (67,000円/月額) × 宿日直研修事業延月数 ただし、67,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「16,750円 × 1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>7 産婦人科宿日直研修事業経費 産婦人科又は産科の研修を行う病院又は診療所 (67,000円/月額) × 産婦人科又は産科の研修期間における宿日直研修事業延月数 ただし、67,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「16,750円 × 1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>8 小児科宿日直研修事業経費 小児科の研修を行う病院又は診療所 (67,000円/月額) × 小児科の研修期間における宿日直研修事業延月数 ただし、67,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「16,750円 × 1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする</p> <p>9 指導医養成講習会開催経費 当該年度に開催指針に基づく指導医養成講習会を開催し、かつ、医師不足地域に所在する病院 1,030,000円/年額</p>	<p>8 プログラム責任者養成講習会修了者及び臨床研修等指導医養成講習会修了者が、より高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に出席するために必要な次に掲げる経費 旅費、需用費(図書購入費 教材等材料費、消耗品費)</p> <p>9 剖検経費 大学病院にあっては、消耗品費 臨床研修病院にあっては、謝金、旅費、消耗品費</p> <p>10 へき地診療所の研修経費 旅費</p> <p>11 医師不足地域宿日直研修事業経費、産婦人科宿日直研修事業経費及び小児科宿日直研修事業経費 指導医等の手当(事業日数1日当たり当直医師1名分の手当に限る。)</p> <p>12 指導医養成講習会の開催に必要な次に掲げる経費 報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食料費(会議費))、役務費(通信運搬費) (ただし、医師不足地域に所在する単独・管理型病院において、指導医養成講習会を開催する場合に限る。)</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨床 床 研 修 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 経 費 ）	<p>◎ 協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設が申請する場合 次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修医延人数、事業延日数には、国が開設する病院等補助対象外の病院における研修医の人数、事業日数は含めないこと。 また、基準額が年額の場合は、「補助対象となる病院等における研修医延人数／病院群全体の研修医延人数」を乗じて得た額とする。</p> <p>1 指導医等経費 （58,000円／月額）×研修医延人数</p> <p>2 剖検経費（1学年平均研修医数） 大学病院にあつては、 （40,000円／年額）×研修医数 臨床研修病院にあつては、 （95,000円／年額）×研修医数</p> <p>3 医師不足地域宿日直研修事業経費 医師不足地域に所在する病院又は診療所 （1）1年次生 （100,000円／月額）×宿日直研修事業延月数 ただし、100,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「25,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。 （2）2年次生 （67,000円／月額）×宿日直研修事業延月数 ただし、67,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「16,750円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>4 産婦人科宿日直研修事業経費 産婦人科又は産科の研修を行う病院又は診療所 （67,000円／月額）×産婦人科又は産科の研修期間における宿日直研修事業延月数</p>	<p>臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費</p> <p>1 役務費（通信運搬費）</p> <p>2 指導医にかかる謝金、人件費、手当</p> <p>3 研修に必要な備品、医療機器（患者に使用するものを除く）、庁用器具（視聴覚教育機器）、図書（医学用図書雑誌）等購入</p> <p>4 需用費 医薬材料費（医学研究材料費）、印刷製本費、消耗品費</p> <p>5 臨床研修等指導医養成講習会修了者が、より高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に出席するために必要な次に掲げる経費 旅費、需用費（図書購入費、教材等材料費、消耗品費）</p> <p>6 剖検経費 大学病院にあつては、消耗品費 臨床研修病院にあつては、謝金、旅費、消耗品費</p> <p>7 医師不足地域宿日直研修事業経費、産婦人科宿日直研修事業経費及び小児科宿日直研修事業経費 指導医等の手当（事業日数1日当たり当直医師1名分の手当に限る）</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨床 研修 事業 （ 教育 指導 経費 ）		<p>ただし、67,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「16,750円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>5 小児科宿日直研修事業経費 小児科の研修を行う病院又は診療所 (67,000円/月額)×小児科の研修期間における宿日直研修事業延月数</p> <p>ただし、67,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「16,750円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする</p>	
修 費 等 補 助 金	臨床 研修 事業 （ 導入 円滑 化特 別加 算 ）	<p>1 1年次生 (1) 宿日直研修事業費 (100,000円/月額)×事業延月数 ただし、100,000円の月額単価は、1月間における宿日直回数が4回以上の場合とし、1月間の宿日直回数が4回に満たない場合は、「25,000円×1月間の宿日直回数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>(2) 需用費 (2,000円/月額)×事業延月数 ただし、2,000円の月額単価は、1月間における宿日直回数が4回以上の場合とし、1月間の宿日直回数が4回に満たない場合は、「500円×1月間の宿日直回数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>2 2年次生 (1) 宿日直研修事業費 (67,000円/月額)×事業延月数 ただし、67,000円の月額単価は、1月間における宿日直回数が4回以上の場合とし、1月間の宿日直回数が4回に満たない場合は、「16,750円×1月間の宿日直回数」により得た額を月額単価とする。</p>	<p>宿日直研修事業経費 指導医等の手当（事業回数1回当たり当直医師1名分の手当に限る。）、需用費（教材等材料費、消耗品費） （ただし、宿日直研修事業の対象となる病院又は病院群において、宿日直研修事業を行う場合に限る。）</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 事 業 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 業 （ 導 入 円 滑 化 特 別 加 算 ）	<p>(2) 需用費</p> <p>(2,000円/月額) × 事業延月数</p> <p>ただし、2,000円の月額単価は、1月間における宿日直回数が4回以上の場合とし、1月間の宿日直回数が4回に満たない場合は、「500円×1月間の宿日直回数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>なお、1、2のそれぞれ(1)と(2)を合算した額の上限額は、それぞれ年次ごとに以下により算出した額に研修医数を乗じて得た額とする。</p> <p>ア 研修医の処遇を改善し、かつ、研修を実施するうえで支援が必要な病院</p> <p>当該年度処遇から平成15年度処遇を控除した額に1/2を乗じて得た額とする。</p> <p>なお、当該年度処遇が360万円を超える場合は、当該年度処遇を360万円とし、平成15年度処遇が300万円に満たない場合は、平成15年度処遇を300万円とする。</p> <p>また、新たに臨床研修病院として指定され、平成16年度以降臨床研修を実施する病院において、当該病院の平成15年度処遇は300万円とする。</p> <p>イ 別に定める地域に所在する病院</p> <p>40万円とする。</p> <p>ただし、ア及びイに該当する病院において、アにより算出した額がイを下回る場合は、イに定める額とする。</p> <p>(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。</p>	